



岡崎市指定希少野生動植物種の指定

市長は、本市において個体の数が著しく減少している種又は生息・生育地が消滅しつつある種等、特に保護の必要が認められる野生動植物種を指定希少野生動植物種（以下「指定希少種」）として指定します。

指定希少種に係る規制

- 原則として、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」）することが禁止となります。
- 教育・学術研究、個体の保護等を目的とする捕獲等を行う場合は、事前に届出が必要です。
- 市長は、違反者に対して行為の中止等を勧告し、これに従わない場合は行為中止命令・原状回復命令等を行うことができます。命令等に従わない場合、10万円以下の罰金が科される場合があります。

指定希少種に係る禁止行為



動物の捕獲



植物の採取



植物の損傷



動物の殺傷

（例外）

教育・学術研究のための捕獲等をする者※1

個体の保護のための捕獲等をする者

事前に届出が必要

市長

※1 指定希少種の保護に支障を及ぼすおそれがない場合に限りです。